

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	中心市街地の活性化に関する3つの基本方針及び活性化の目標を記載している。(1.[8]川西市中心市街地活性化に関する基本的な方針を参照)
	認定の手続	本計画の内容については、川西市中心市街地活性化協議会と協議を行っており、平成20年3月18日付けで意見を受けている。(9.[2]中心市街地活性化協議会に関する事項を参照)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の要件をみたしている。(2.[3]中心市街地要件に適合していることの説明を参照)
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	市町村の推進体制、活性化協議会との関係など事業推進については、様々な主体と連携している。 (9.4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項を参照)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	本市の各種計画において、中心市街地における都市機能の集積に取り組むことが明確になっている。(10.中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項を参照)
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	個別事業については、実践的で試行的活動をしている。(11.その他中心市街地の活性化のために必要な事項を参照)
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	中心市街地活性化基本方針に基づいて、4から8までの事業を記載している。(4.土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項から、8.4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項を参照)
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している各事業の実施により、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している。(3.中心市街地の活性化の目標を参照)
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	概ねの事業は事業主体が特定されている。
	事業の実施スケジュールが明確であること	4から8までのすべての事業などは、計画期間の平成26年度までに完了もしくは着手できる見込みである。